

事 務 連 絡
平成19年4月23日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保健主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

} 殿

厚生労働省保険局医療課

顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準に係る取扱いについて

標記については、「顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）に手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準に係る取扱いについて」（平成19年3月30日医療課事務連絡）により周知したところであるが、保険適用されている顎口腔機能診断料の施設基準を満たす下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋電図検査が行える機器の調達に一定期間を要する状況であることが判明したことから、当該事務連絡の「2の後段」及び「3」について、下記のとおり取扱うこととしたので、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、今後、各保険医療機関が、保険診療を行うに当たり施設基準とされている医療機器は保険適用されているものでなければならないことを改めて認識し、施設基準の届出が行われるよう併せて周知願いたい。

記

- 1 平成19年4月1日以降において、当該医療機器が保険適用されていない場合にあつては、平成20年3月31日までに施設基準を満たす医療機器を購入する旨を、当該機器の発注の有無を確認できる書類（発注書の写し等）を添付したうえで平成19年5月31日までに地方社会保険事務局長に届け出た場合に

限り、新たな医療機器を購入する日までの間は引き続き施設基準に適合しているものとみなして差し支えない。

ただし、顎口腔機能診断料の施設基準を満たす下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋電図検査が行える医療機器以外のものを使用する場合には、保険診療による顎口腔機能診断を実施することはできないことから、当該施設基準を満たす医療機器が設置されるまでの間は、新たな患者に対し、保険診療により顎口腔機能診断を実施してはならないこと。

また、既に顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正を行っている患者に対し、顎口腔機能診断を実施する必要がある場合であって、下顎運動検査、歯科矯正セファログラム又は咀嚼筋電図検査が行える医療機器を有していないことなどにより、歯科矯正を行っている医療機関が当該検査等を保険診療として実施することができない場合には、当該検査等を保険診療として実施することができる他医療機関に当該検査等を依頼すること。この場合、歯科矯正を行っている医療機関において顎口腔機能診断料を算定し、他医療機関との間で合議のうえ、費用の精算を行うものであること。なお、患者に対し、他医療機関に当該検査等を依頼する理由の説明を行うとともに、最も適切な保険医療機関を紹介するなど、懇切丁寧な対応を行うこと。

- 2 平成19年6月1日時点においても当該医療機器が保険適用されていない場合又は平成20年3月31日時点においても保険適用されている医療機器を購入していない場合（納品待ちの場合を含む。）には、施設基準を満たさないものであることから、同日までに届出の取り下げを行い、同日以降は顎口腔機能診断料、顎離断等に係る費用及び手術前後における歯科矯正に係る費用は算定できないものであること。

この場合において、平成19年6月1日又は平成20年3月31日までに届出の取り下げを行う保険医療機関においては、既に顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正を行っている患者に対し、保険診療ができなくなる旨などの説明を行うとともに、保険診療を希望する患者に対しては他の保険医療機関を紹介するなど、懇切丁寧な対応を行うこと。